

# 原爆症なみの扱いを

## 生活保護 県、水俣病で要望

得どころか自活しているが、残り四世帯は生活保護法の適用を受けながら、苦しい毎日を送っている。胎児症患者をかかえた世帯や働けず手が届かぬ世帯で、県は当面、この四世帯の保護を重視している。

しかしこの四世帯は、会社からの見舞い金(年額おとど十四万円、未成年者七万五千円)が収入に認定されて保護費から差し引かれるため、実際に受け取る生活保護費はほんのわずか。「生活保護の意義が事実上失われている」と、水俣市の水俣病市民対策会議や県議会厚生労働委員会などで問題になった。

このため県は水俣市と協議し、生活保護法を強力的に運用することと今年四月からの四世帯については「傷害者加算」月額二千六百円と「在宅患者加算」同千八百四十円が支給されている。しかしこれでも生活は苦しいため「保護世帯患者の一般生活費を原爆被爆者なみに引き上げて、保護費の支給金額を特別加算してほしい」と厚生省に要望したものの。

原爆被爆者に対しては、ことしの五月特別措置法が成立、十月から特別手当で月額二万円、健康管理手当で同三万円、介護者手当で(看護人を雇っている人に対し)同九千円などが支給される。

県は「原爆被爆者と水俣病患者を同一に論ずるには無理な面もあるが、水俣病患者に対する国の経済的援助は何もない」といっ

い状態であり、原爆被爆者に準じ

た国の救済制度がほしい」としている。

なお水俣市では十九日、水俣病患者互助会(中津実芳会長)代表に、被爆者手帳のような水俣病患者手帳を手渡す。患者は現在六十九人。手帳をもって病院に行けば本人は医療費の全面的免除が受けられ、市がこれを負担する。

◇県社会課の話 現行法では、

会社からの見舞い金を収入と認定せざるをえず、このため保護世帯は患者をかかえて悲惨な生活を送っている。県としては、イタイイタイ病その他の均衡も考えねばならず、いままさく水俣病で特別の基準をつくるのはむずかしいとしている。しかし県としては、次期国会までにこの問題でメハナがつくよう厚生省に働きかけたい。

岡田厚生大臣はさきの参院産業公害対策特別委員会で、近く水俣病を正式に公害と認める旨を答弁、水俣病患者によつやく光りが当てられようとしているが、県は患者への生活保護費加算のため「原爆被爆者に準じて取り扱ってほしい」と厚生省に要望、同省で検討している。

現在の患者世帯は六十四世帯。このうち六十世帯は、チン、からららら見舞い金と自分たちの所